

生涯学習機関としての学校に関する一考察

清水 英男

はじめに（目的と方法）

本稿では、学校を家庭教育、学校教育、社会教育などすべての教育・学習の領域を内包する生涯学習の教育・学習機関（以下「生涯学習機関」という。）として捉え、その役割を考察することを目的とした。つまり、生涯学習社会の重要な社会資本（infrastructure）である学校を、生涯学習という観点に立った教育・学習機関として機能するための法的根拠や活性化の方策を明らかにすることである。方法については、我が国やユネスコなどの教育に関する法令や答申、報告書等文献による調査にとどめた。紙面の関係で提言等に必要調査結果などによる事例やデータ分析については省略しているので、筆者の論文（参考文献）を参照されたい。また、学校は、学校教育法第1条の規定の中の、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校まで（以下「学校」という。）とした。大学や高等専門学校等高等教育機関は「大学」とし、幼稚園は「幼稚園」とした。

本稿での生涯学習機関としての学校とは、学校教育を中心としながら社会教育の機能をも有し、また、これら両者の有機的な連携や融合を積極的にすすめる役割を果たす機関とした。学校が、このような生涯学習機関として効果的に機能するために必要な方策として、以下のことを考察した。

- ① 生涯学習機関としての学校の役割を明らかにする。
- ② 学校を生涯学習機関としている法的根拠を明らかにする。
- ③ 適齢児童生徒（以下「児童生徒」という。）を対象としている学校教育を、生涯学習の観点に立って活性化の方策を提言する。
- ④ 学校が教師や体育館など学校の人的・物的資源を活用し、地域の人々の学習活動を支援する社会教育活動を、生涯学習の観点に立って活性化の方策を提言する。

- ⑤ 学校教育と社会教育の両者の教育・学習活動の有機的な連携や融合を推進し、相乗の効果を目指す「学社連携・融合」の活性化方策についての提言を行う。

1. 生涯学習の理念と観点

(1) 生涯学習の理念

本稿での生涯学習の理念とは、平成18年に全面改正された教育基本法（以下「教基法」という。）の第3条として新たに規定された「生涯学習の理念」とする。それは、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」ということである。この理念には、いわゆる「生涯学習」と「生涯学習社会」が盛り込まれている。

(2) 生涯学習の観点

本稿での生涯学習の観点とは、ユネスコの成人教育推進国際委員会の第3回委員会でポール・ラングラン（Paul Lengrand）が提起した生涯教育（Éducation permanente）の概念を踏まえ、同委員会がユネスコ事務局長にあてた勧告文の定義とする。具体的には、「ユネスコは、幼い子供時代から死にいたるまで、人間の一生を通して行われる教育の過程（それゆえに、全体として総合的な構造であることが必要な教育の過程）をつくりあげ活動させる原理として、生涯教育という構想を承認するべきである。そのために、人の一生という時系列にそった垂直的な次元（以下「垂直的次元」という。）と、個人および社会の生活全体にわたる水平的な次元（以下「水平的次元」という。）の双方について、必要な統合を達成するべきである」¹⁾ということである。

1) 倉内史郎「生涯学習社会の展望」倉内史郎、鈴木真理編著『生涯学習の基礎』（学文社、平成11年、pp.7-8）

つまり、垂直的次元の統合とは、人生の各時期（乳幼児期から高齢期まで）にかかわる教育・学習活動の系統的な連携や接続ということである。例えば、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、高校と大学、学校と社会で行われている教育の内容・方法との多様で柔軟な継続と連携のことなどである。また、水平的次元の統合とは、人々のあらゆる生活の場における教育・学習の総合的な統合ということである。例えば、家庭教育と学校教育、学校教育と社会教育、社会教育と家庭教育が必要に応じて連携したり、これら三者が一体となって活動したりすることなどである。さらに、学習者を中心として統合化された垂直的次元と水平的次元の双方の教育・学習活動を体系的・継続的で総合な調和のとれた統合を図るということである。

2. 生涯学習機関としての学校の主な役割と法的根拠

(1) 生涯学習機関としての学校の主な役割

中教審答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月）では、生涯学習における学校の重要な役割として、次の二つのことをあげている。その一つは、児童生徒に生涯学習の基礎を培うことである。そのためには、基礎的・基本的な内容に精選するとともに自ら学ぶ意欲と態度を養うこととしている。二つには、地域の人々に対して様々な学習機会を提供することであり、とりわけ大学・短期大学、高等専門学校、高等学校や専修学校（以下、「大学・短大等」という。）に要請している。

現在、学校は、在籍する児童生徒への組織的・継続的な教育・学習活動を行う学校教育の機関としての役割を果たしている。また、地域における人々の社会教育活動を支援することも期待され、実践している。さらに、学校教育と社会教育が連携したり融合したり（以下「学社連携・融合」という。）して、両者の教育・学習活動の効果を相乗的に高める学社連携・融合授業（事業）の主体者となることが求められている。

そして、行政は、学校を生涯学習の基盤整備²⁾の一環として捉えている。つまり、学校は家庭教育と学校教育と社会教育が必要に応じて連携し融合する（以下「家・学・社連携・融合」という。）ことによって、児童生徒のための学校だけでなく、児童生徒が地域を舞台とした教育・学習活動の推進をはじめ、地域住民の教育・文化・スポーツ等の教育・学習活動にも活用できる生涯学習機関として機能することを求められているのである。また、生涯学習機関としての学校は、いわゆる「開かれた学校づくり」³⁾や「地域に根ざした学校」⁴⁾ということでもある。

(2) 学校を生涯学習機関としている法的根拠

教基法では、家庭教育と学校教育と社会教育という従来の我が国の教育の3領域を生涯学習の観点に立って体系化し改正している。

例えば、第3条に「生涯学習の理念」を新たに規定したことである。そこでの理念は、いわゆる「生涯学習」と「生涯学習社会」が盛り込まれている。一方、この理念を学校教育や社会教育など公的な教育活動で実現するための「教育の目的」（第1条）については、改正前の教育基本法（以下「前教基法」という。）の「人格の完成や国家・社会の形成者など」の規定を継承している。また、第10条に「保護者は、子の教育について第一義的責任を有することとし、国や地方公共団体が家庭教育の支援に努めること」と新たに家庭教育についても規定した。さらに、学校については「体系的な教育が組織的に行われなければならない。」（第6条の2）ことを、社会教育については「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」（第12条）としている。さらに、教育の機会均等では「等しく、その能力に応じた教育を受ける権利」の保障など前教基法の規定を継承しながら「国や地方公共団体は、障害のある人々が十分な教育を受けられるよう、奨学の措置を講じること。」（第4条の2）を新たに加えているのである。

一方、平成19年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）」によって、学校が教育目標を達成するために、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」（第30条の2）ことが規定された。また、同法第31条では、学校が体験活動を行う場合において、「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」としている。

社会教育法でも、平成20年の一部改正で、第3条「国及び地方公共団体の任務」のなかに、国・地方公共団体は「生

2) 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成12年、第1章等）

3) 中央教育審議会答申「今後の地方行政のあり方について」（平成10年、第3章の6）

4) 生涯学習審議会答申「学習成果を幅広く生かす一生涯学習の成果を生かす方策について」（平成11年、第4章の2の(2)の①等）

涯学習の振興に寄与するよう務めること」が第2項として追加された。また、同条の3項には、社会教育が学校教育や家庭教育との密接な関係にあることから「(社会教育は)学校教育との連携の確保に務める」こととされている。さらに、第5条では、市町村の教育委員会の事務として、「学校の行う社会教育のための講座の開設や奨励」(第5号)をはじめ、「家庭教育に関する学習機会や情報の提供と奨励」(第7号)を、「児童生徒に対して放課後や休業日に学校や社会教育などの施設を利用した学習その他の活動の機会の提供と奨励」(第13号)、「学習の成果を活用して学校や社会教育施設その他地域において行う教育活動の機会の提供と奨励」(第15号)などを規定している。

そして、教基法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努める」ことを新たに規定したのである。

3. 生涯学習の観点に立った学校教育活動

各学校は、教基法や学校教育法、学校教育法施行規則などの学校の教育に関する法令と文部科学大臣が告示する学習指導要領に基づき、地域の実態をはじめ、児童生徒の心身の発達段階や特性を踏まえ、その目的や目標を達成するために教育課程を編成し、学校教育活動を展開している。

ここでは、生涯学習の観点に立った学習指導要領の変遷と現在の学校教育について考察した。

(1) 生涯学習の観点に立った学習指導要領の変遷

学習指導要領とは、各学校が学校教育として編成する教育課程(教科課程)、教育内容や取り扱いの基準を明示したものである。つまり、学習指導要領は、全国のどの学校でも一定の教育水準を確保することをねらって、法令によって国が定めた教育課程編成の基準であり、法的な拘束力を有するのである。

例えば、小学校学習指導要領は、学校教育法施行規則第52条で「小学校の教育課程については、この節の定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に告示する小学校学習指導要領によるものとする。」としているのである。つまり、学習指導要領は、教基法の教育の目的(第1条)や目標(第2条)などを、また、学校教育法では小学校の目的(第29条)や目標(第30条)などの規定に従い、文部科学大臣が教育課程の基準を定めている(第33条)のである。

第2次世界大戦後から現在までの我が国の学習指導要領の経緯を、生涯学習の観点から考察すると以下のようなこ

とがいえよう。なお、改訂年は、小学校の学習指導要領を改訂した年とした。

①昭和22(1947)年に戦後初の学習指導要領が「試案」として作成された。この学習指導要領(試案)は、米国のバージニア・プラン⁵⁾やカルフォルニア・プランをモデルとした。

その試案は、児童生徒の現実の生活を踏まえ、経験主義や単元学習を中心とした教科課程(昭和26年度版から「教育課程」となった。)の編成を目指していた。いわゆる、「個人および社会の生活全体にわたる水平的な次元」を重視していたのである。

②昭和33(1958)年改訂の学習指導要領では、各教科の系統性を重視し基礎学力の育成など知識中心の学習・教育観に立った学習指導要領となった。いわゆる「人の一生という時系列にそった垂直的な次元」を重視したのである。

また、学習指導要領は、教育課程の基準として文部大臣が告示するものと改め、学校教育法、同施行規則、告示という法体系が整備された。そして、「試案」ではなく学習指導要領として告示され、法的拘束力を持つことになった。

③平成元年(1989)年の学習指導要領は、「生涯学習体系への移行」を提言した臨時教育審議会の第1次から第4次にわたる答申後にはじめて改訂された学習指導要領であった。主な改訂は、「これからの社会の変化とそれに伴う生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図る」⁶⁾ことを基本的なねらいとしたことであった。つまり、児童生徒は、現在も将来も、急激な社会の変化や変革に流されずに主体性をもって自分らしく生き抜くためには生涯にわたって学び続けることが必要なのである。そのため、学校教育を児童生徒の生涯学習の基盤形成という視点で捉え、社会の変化に適切に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを重視したのである。

そして、文部科学省は、「現行の学習指導要領の趣旨を実現するためには、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立って、

5) 倉沢剛著『米国カリキュラム研究史』(風間書房、昭和60年、pp.581-594)

6) 「高等学校学習指導要領解説総則編(平成元年12月、文部省)第1章総説第2節改訂の基本方針、(pp.4-6)

学習指導の工夫改善を図ることが重要である。」という生涯学習の観点に立ち自己教育力の育成を重視した「新しい学力観」⁷⁾を提唱した。

この学習指導要領の生涯学習に観点に立った改訂の特徴は、垂直的次元と水平的次元の調和ある統合を目指したことといえよう。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など学校間の連携を密にし、各教科等の内容の継続性と一貫性を図るとともに、各学校で基礎的・基本的な内容を確実に定着させる（垂直的次元）こととしている。

また、学ぶ楽しさや学ぶ意欲を高め成就感を体得させるための体験学習や問題解決学習を重視しているほか、社会科と理科を融合（合科）した生活科（小学校1, 2年生）を設定（水平的次元）していることなどである。

- ④平成10（1998）年の学習指導要領の改訂は、「完全学校週5日制」を踏まえ、児童生徒がゆとりの中で「生きる力」を育むことを主な特徴としている。このことは、以下の二つの答申の提言などに基づき改訂したからといえる。その一つは、平成8（1996）年の中教審第1次答申である。この答申は「生涯学習社会において特に重要な課題であり全人的な力である「生きる力」⁸⁾を育む」ことや平成14（2002）年から実施する「完全学校週5日制を円滑に実施する方策」などを提言した。二つには、平成10（1998）年の教育課程審議会答申である。ここでは、「教育は、学校教育のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの考え方に立って、教育内容の改善を図る必要があると考えた。」⁹⁾とし、また、「これからの学校教育においては、これまでの知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、自ら学び自ら考える教育への転換を図り、子供たちの個性を生かしながら、学び方や問題解決などの能力の育成を重視するとともに、実生活との関連を図った体験的な学習や問題解決的な学習にじっくりとゆとりをもって取り組むことが重要であると考えた。」¹⁰⁾と提言している。

これらのことを踏まえた学習指導要領の改訂の主なねらいは、「完全学校週5日制」を前提として、各学校がゆとりの中で児童生徒の個性や地域の特色を生かしながら、体験活動や課題発見・解決型学習を積極的に導入するなど、学校の創意・工夫を生かした教育・学習活動を展開できるようにしたことである。

そして、児童生徒に対して厳選した教科等の基礎的・

基本的な内容の確実な定着をはじめ、豊かな人間性や自ら学び考える力など「生きる力」を培うことを期待しているのである。そのために、年間の総授業時数の縮減をはじめ、地域社会を学びの場とした横断的・総合的な学習や児童・生徒の興味・関心などを生かすことができる「総合的な学習の時間」（小学3学年から高校3学年まで履修必修）を創設したことや小学3学年以上でも合科的な指導ができるようになっているのである。

つまり、この学習指導要領は、生涯学習の観点に立った前回の改訂をより一層進めるとともに、児童生徒の生活の場における教育・学習活動の役割分担と授業（事業）の連携・融合など水平的次元での統合を重視しているのである。

(2)生涯学習の観点に立った現在の学校教育

平成25（2013）年の学校教育は、教基法や学校教育法の規定をはじめ、平成20年3月に改正し公示された学校教育法施行規則と学習指導要領に基づき教育課程を編成している。そして、この教育課程によって、平成23年4月から小学校で全面实施（中学校は24年4月、高等学校は25年4

-
- 7) 文部省「平成7年度我が国の文教政策」（平成8年）第Ⅱ部第3章第1節1の(2)新しい学力観に立つ学習指導の工夫改善
- 8) 中教審第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」（平成8年7月）第1部(3)今後における教育の基本的な方向「『生きる力』とは、『いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることはいうまでもない。』」としている。
- 9) 中教審第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成8年）
- 10) 教育課程審議会答申『幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改訂について』（平成10年7月）の1の1の(1)のオ（完全学校5日制下の教育内容のあり方）及び8)のⅠ－(1)のエ（社会の変化に柔軟に対応し得る人間の育成）

月から) されている。

この学習指導要領では、教育課程に関する法令の規定を遵守するとともに、現代の社会構造や社会環境などの複雑な変化・変革や OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) の PISA (Programme for International Student Assessment) ショックなど新たな課題への対処や前回の学習指導要領の分析結果などを基礎資料とし、児童生徒に生涯学習の基盤を育むという観点に立って改訂されている。

21 世紀は、「知識基盤社会」や「知の循環型社会」、「グローバル化社会」などと表徴されているように、社会構造や社会環境などのあらゆる分野・領域で新しい知識・技術・情報などの重要性が増大する世紀といわれている。このような 21 世紀を児童・生徒一人ひとりが、現在もその後の人生の各時期においても、自分を見失うことなく主体的に生きるためには、学校教育で生涯学習の基盤を培い、学校卒業後は社会教育活動などで必要に応じて自ら学習することが必要である。つまり、人生の各時期に様々な課題の解決や生活の質を高めることなどで学習が必要になれば、自分の意思で学ぶ手段や内容・方法を自ら選択し実践できる基礎的・基本的な力を学校教育で身につけるといえることである。

この学習指導要領は、各教科重視という従来からの系統主義が中心であるが、前学習指導要領の「生きる力」の育成をはじめ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題を図れる「総合的な学習の時間」や合科である「生活科」などを継承したり、体験学習を拡充したりするなど経験主義も含めた教育課程が編成できるようになっている。つまり、生涯学習の観点に立って、垂直的次元と水平的次元の柔軟で調和の取れた統合をより目指しているといえよう。また、教育課程編成の総則の一般方針では、「時間割の弾力的な編成」や「言語活動の充実」などを明示している。

さらに、小学校と中学校では、生涯を通じ健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくりとしての「体育・健康」に関する配慮事項などを示している。さらに、中学校では選択教科が拡充され、高等学校では学校独自に教科・科目の設定ができるなど、学校の自由度が拡大されている。

現在の学校教育では、この学習指導要領に基づき、生涯学習の観点に立った教育・学習活動を展開している。そして、児童生徒が容易に学校間や社会へソフトランディング(軟着陸:柔軟な広がり、ゆるやかな継続・結びつき)ができるように、学校制度のシステム化や学校間の連携、学校・家庭・地域との連携・融合や教科等の内容の一貫性を図っている。また、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

と思考力・判断力・表現力のバランスを重視し、豊かな心や健やかな体の育成と学習習慣の確立などを目指しているのである。

この学校の教育・学習活動に社会教育を導入できる法的な根拠は、以下の通りである。

- ①教基法第 13 条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)
- ②学校教育法第 31 条(社会教育との連携)と第 43 条(保護者と地域住民との連携、情報の提供)
- ③社会教育法第 3 条の 3(学校との連携)
- ④教基法第 12 条の 2 と社会教育法第 43, 44, 45, 46, 47, 48 条(学校施設の利用)
- ⑤社会教育法第 5 条の 5 号(学校の行う社会教育のための講座の開設と奨励)
- ⑥社会教育法第 5 条の 15 号(社会教育での学習の成果を活用して学校や社会教育施設、地域で行う教育活動の機会の提供と奨励)

4. 生涯学習機関としての学校が行う社会教育活動

(1) 学校教育と社会教育の特徴

地域社会で人々(児童生徒を含む。)を対象にして行われている主要な教育・学習活動として社会教育がある。その社会教育は、学校教育や家庭教育とともに、人々の生涯にわたる学習活動の大半を占める、極めて重要な教育の領域である。法的には、我が国や地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とした社会教育法の第 2 条で、「学校教育法(昭和 22 年法律第 25 号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定義されている。具体的には、青少年から成人(高齢者を含む。)までを対象とし、個人学習から集合学習、NPO をはじめとする社会教育関係団体などでの学習も含まれる。また、民間の教育産業や公民館等社会教育施設で開催する学習機会の提供事業をはじめ、学習情報の提供や学習相談、グループ・サークル活動や社会通信教育など、多種・多様な方法・形態がある。そして、我が国と地方公共団体の任務を、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」(同法第 3 条)と規定している。つまり、社会教育は、学習者一人ひとりが最も適した内容・方法等を自ら選択して行う教育・学習活動といえる。そして、社会教育行政は、人々の自発的な意思により行われる

学習活動を奨励し支援することを主な任務としているのである。

一方、学校教育は、教基法や学校教育法などにに基づき、学校教育の専門家である教師と施設・設備を備え、学習指導要領などによって教育課程を編成し、児童生徒に体系的、組織的、継続的な教育活動を展開している。そこでは、当然のことながら、児童生徒を学年・学級という集団に分け知識・技術を一齐に教え込むなど、ある意味で、強制的で拘束的、主知的で画一的という特性を有している。

(2) 学校が行う社会教育活動

現在の学校は、児童生徒に生涯学習の基礎を培うことをはじめ、個性を尊重し自主性や主体性を重視した教育・学習活動を展開している。その一環として、「総合的な学習の時間」や「生活科」などで、社会教育と連携・融合しながら、地域の社会教育関係団体の活用や施設の事業への参画など教育資源を利用した授業を展開している。また、部活動や就業体験（Internship）活動、ボランティア活動や自然体験活動など、いわゆる社会教育活動を積極的に行っている。

一方、学校は、体育館や音楽教室など優れた教育施設を社会教育活動の利用に供することや地域の人々の实际生活に即した文化的教養を高める環境を醸成する社会教育活動への参画も求められ、実践しているのである。例えば、高等学校の開放講座や大学の公開講座（Extension program）、小学校単位で行われている家庭教育学級など社会人を対象とした学習機会の提供事業などである。

この学校が行う社会教育活動を可能にしている法的な根拠は、以下の通りである。

- ①教基法第7条と学校教育法第83条(大学の成果の社会への提供)
- ②社会教育法第48条(公立学校での社会教育講座の開設)
- ③学校教育法第31条(社会教育との連携)と第43条(保護者と地域住民との連携、情報の提供)
- ④教基法第12条と社会教育法第43, 44, 45, 46, 47, 48条(学校施設の利用)
- ⑤社会教育法第5条の5号(学校の行う社会教育のための講座の開設と奨励)
- ⑥社会教育法第5条の15号(社会教育での学習の成果を活用して学校や社会教育施設、地域で行う教育活動の機会の提供と奨励)
- ⑦そのほか、社会教育法の第3条、図書館法第3条、学校図書館法第4条、スポーツ基本法第13条、地方自治

法第244条なども関連している。

5. 生涯学習機関として学校が行う学社連携・融合活動

(1) 学社連携と学社融合、家・学・社連携の特色

学社連携が重要な教育課題として提起されたのは、昭和46(1971)年に相次いで答申された「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」(中央教育審議会)と「社会構造の急激な変化に対処する社会教育の在り方について」(社会教育審議会)といわれている。その後、臨時教育審議会の「教育改革に関する第3次答申」(平成62年)では、開かれた学校づくりや地域における生涯学習を推進する方策として、家庭、学校、地域の三者が融合する必要性を提言¹¹⁾している。

さらに、生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」(平成8年)では、学社連携の最も進んだ形態として学社融合が提唱¹²⁾された。

これらの提言等を踏まえて、本稿での学社連携と学社融合、家・学・社連携を以下の通りとした。

①学社連携

学社連携は、「学校教育と社会教育がそれぞれの教育機能を発揮するとともに、施設・設備や指導者など両者の教育資源を有効に活用して相互協力や連携を行い、効果的な教育・学習活動(授業、事業等)」とする。

この学社連携は、学校教育と社会教育が相互理解を深めたことや新たな分野の教育・学習活動の創出という好ましい結果をもたらした。一方、相互補完という性格から、必ずしも学社が共有するところがなくてもよく、また、協力ということから、成果が主催者中心となる傾向にあるのが現状といえよう。

②学社融合

学社融合は、「学校教育と社会教育の両者が共有している教育・学習内容を授業(事業)化し、一体となって取り組み、相乗の効果をつくりだす教育・学習活動」とする。

この学社融合のメリットは、学校教育と社会教育が単独に行うよりも付加価値が期待できるなど、両者に利点をもたらすことなどである。また、この学社融合授業(事業)は、学校からみれば学校教育活動であり、社会教育からは社会教育活動と捉えられる特質も有している。

11)「同答申」第1章生涯学習体系への移行(リード文)

及び第1章第2節(1)生涯学習を進めるまちづくり

12)「同答申」Ⅲの1の(4)学校教育との連携・協力

③家・学・社連携・融合

家・学・社連携・融合とは、「家庭教育、学校教育、社会教育が必要に応じてそれぞれの役割を分担して連携し協力し合う（家・学・社連携）ことや、これら三者が一体となって教育・学習活動を展開（家・学・社融合）する（家・学・社連携・融合）」こととする。

現在、家・学・社連携をはじめ、家庭教育と学校教育の連携や家庭教育と社会教育との連携は効果的に行われている。

(2) 学校教育活動を中心とした学社連携

学校教育活動を中心とした学社連携とは、社会教育が学校教育を支援することに力点を置いた教育・学習活動である。現在の学校教育では、児童・生徒に「生きる力」を育むために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成などを重視している。その理由は、この「生きる力」は、OECDのPISA調査の概念的な枠組みとして定義付けた主要能力（Key competencies）¹³⁾を身に付けるためにふさわしい理念であり教育・学習内容だからといえよう。

この「生きる力」を育むためには、児童・生徒の生活の場である家庭、学校、地域社会の教育機能が役割を分担しながら、これら三者が実効ある連携・融合を行うことが前提となっている。その一環として、学社連携や学社融合した教育・学習活動を実施している。

つまり、地域の自然や文化財、人材やイベント、青少年自然の家や博物館など地域の教育資源を活用し、直接体験を重視した教育・学習活動のことである。具体的には、児童生徒の履修必修となっている「生活科」（小学1,2年生）や「総合的な学習の時間」（小学3年生から高校生まで）などである。

この学社連携の事例としては、社会教育施設で学校の社会や理科などの授業が効果的に行われるように、施設の特徴を生かした教材や学習プログラムの開発、専門のボランティア指導者の配置を行うなどして、学校教育活動を支援することなどである。また、社会教育で養成した特技指導者を、学校の教科活動や特別活動、道徳などの教育・学習活動にボランティアとして活用することなどがあげられる。

(3) 社会教育活動を中心とした学社連携

社会教育活動を中心とした学社連携とは、学校が社会教育活動を支援することに力点を置いた教育・学習活動である。例えば、学校教育に支障のない範囲で地域住民の社会

教育活動を支援するために、学校の施設設備を提供することや教師などの教育資源を活用した学級・講座など住民対象への学習機会を提供することなどである。また、大学等の高等教育機関におけるリフレッシュ教育やリカレント教育、公開講座の開催や社会人入学制度の拡充などもあげられる。

(4) 学校教育と社会教育両者に相乗の効果が期待できる学社融合

ここでの学社融合とは、学校教育と社会教育が協働して企画し運営・評価する教育・学習活動のことである。そして、その活動で学ぶ児童生徒や受講者に相乗の効果をあげてを期待している。また、参画した児童生徒と受講者（成人など）が教育・学習活動を通して、相互理解が深まることなどの付加価値も共有できるのである。

学社融合の事例としては、社会教育関係団体が、学校の図書室と一体となった放課後等の児童生徒に対する読み聞かせ事業や国語科の教師と一緒に読み聞かせの授業を行うことである。また、農業高校の授業で生徒が成人（開放講座の受講者）に果樹の剪定を指導する授業（事業）や中学生の家庭科の調理実習と公民館の料理教室を同時に行う授業（事業）などがあげられる。

(5) 「生きる力」を育む家・学・社連携

我が国の21世紀における主要な教育・学習の概念として「生きる力」が提唱されている。現在、この全人的な「生きる力」を児童生徒が身につけるために、児童生徒の生活空間であり教育・学習の場である家庭、学校、地域社会がそれぞれの特色を生かした教育・学習活動に取り組んでいる。そして、これら三者が相互に連携し協力して家・学・社連携による授業（事業）をすすめている。例えば、児童生徒を対象とした就業体験やボランティア活動、理科（環境など）や道徳（道徳的実践）の育成、生活科や総合的な学習の時間などがあげられる。これらの授業（事業）は学校が中心となって実施しているが、家庭では児童生徒の健康の管理と参加奨励や事後の話し合い（評価）を、地域社会では地域の教育資源や学びの場などの情報提供、要請を受けた関係団体や特技指導者の参画などを行っている。つ

13) 文部科学省「OECDにおける『キー・コンピテンシー』について」中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会資料 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/06092005/002/001.htm#top（平成25年12月11日）

まり、この授業（事業）の実効をあげるために三者が主体者となって連携し、それぞれの教育機能を生かして役割を分担しているのである。

6. 生涯学習機関としての学校を活性化する方策について

(1) 生涯学習の観点に立った学校教育活動への提言

現在の学校教育の主要な課題は、知識基盤社会・知の循環型社会への対応や PISA ショックなどの新たな課題に対処した教育・学習活動の創設があげられる。この対応策については、世界的な教育課題となっている。現在の我が国の主な対応策は、児童生徒の学習意欲と確かな学力を培うことといえよう。この確かな学力は、平成 24 年改訂の学習指導要領（改訂の基本方針）によると、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力」とされている。

そのため、生活科や総合的な学習の時間など合科的・横断的・総合的な教育・学習活動への取り組みをはじめ、土曜登校など学校での教育・学習時間の延長や時間割の弾力化、家庭教育や地域と連携した体験学習の拡充、言語活動や情報教育の充実、見通しを立てたり振り返ったりする学習活動を重視しているのである。

これらの教育・学習活動を実効あるものとするために、以下のことを提言する。

① 21 世紀教育国際委員会報告書「Learning: The Treasure Within」（平成 8 年）の中の提言「学習の 4 本の柱」の導入

この報告書での「学習の 4 本の柱」¹⁴⁾とは、知識・技能の習得に加えて学ぶ方法を学習する「知ることを学ぶ」(learning to know)、知識・技能を実際に活用することを学ぶ「為すことを学ぶ」(learning to do)、よりよい人格の形成を目指す「人間として生きることを学ぶ」(learning to be)、国家と社会の主体的な形成者として「共に生きることを学ぶ」(learning to live together)」のことである。（下線の部分は筆者が加筆した。）

この 4 本の柱を学校教育の実践上の配慮事項に加えるとともに教職員への理解を深め、教科活動や特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育・学習活動の中で必要に応じて選択し導入するということである。

② 生涯学習機関という価値観の転換と体験学習の積極的な展開

現在、学校教育は、新たな社会の変化・変革に対処した教育・学習活動の構築を迫られている。そのためには、脱学校論者の代表ともいえるイリッチ (Illich, I.) が指摘した、

学校教育の基礎にある主要な幻想としての「子供は学校でのみ教えられることができる」ということや「価値を詰め込む神話」などの問題状況¹⁵⁾を克服することである。つまり、生涯学習の観点に立って、学校教育が「教育観から学習観へ」、「完結教育から継続・総合教育へ」、「教師万能から学習者である児童生徒を主体へ」など新たな価値観に立った教育・学習活動を構築するということである。

そして、生涯学習機関としての学校は、多種・多様な教育機能と必要に応じて協働 (collaboration) したり相互に連携し融合したりして相乗の効果をあげる教育・学習活動を構築できるよう、プロモーター的な役割を果たすことが求められているのである。

このように学校が関係機関と協力し体験学習を充実させることによって、「学習は学校教育が中心であるが、家庭教育や社会教育でも学んでいる。」ことを児童生徒が理解できるのである。児童生徒は、この体験学習を通して、ロバート・M・ハッチンス (Hutchins, Robert Maynard) の学習社会論での「人生を賢く、楽しく、善く生きる。」という人生の真の価値観¹⁶⁾をはじめ、「生きていることは学んでいることであり、よりよく生きるためには学びが必要」という生涯学習における学習観が身近な経験で実感できるのである。

③ 児童生徒が時間的・精神的なゆとりを持って取組み自ら考える授業の実施

児童生徒が教科等に意欲を持って取組み、確かな学力や判断力、表現力を育むためには、児童生徒が授業内容をよく理解し、また、自分の考えをまとめて発表したり多くの仲間との考え方と比較したりできるような教育環境をつくる必要がある。つまり、授業の中で、児童生徒一人ひとりの個性に応じた時間を配分することやワークショップ (グループワーク、ロールプレイ、ディベート等) による「学びのサイクル (気づき、調べ、振り返る)」を繰り返すことによって主体的な学びを体得し、学ぶ意欲や喜び、課題発見・問題解決力が培われるといえよう。このような授業形態の場合の評価は、ポートフォリオ (portfolio) が効果的である。

14) 天城勲監訳「学習：秘められた宝：ユネスコ『21 世紀教育国際委員会』報告書」（平成 9 年、(株)ぎょうせい、pp.218)

15) Illich, I. 著『脱学校の社会』（東洋・小沢周三共訳、東京創元社、昭和 52 年、pp.59、pp.73-87）

16) 新井郁男『学習社会論』（第一法規、昭和 57 年、pp.7-8）

そのためには、児童生徒が授業の中で精神的にも時間的にもゆとりを確保できるよう、生涯学習の観点に立って、授業内容を他教科等と融合（合科）することや系統性・総合性・整合性を踏まえての縮減・厳選、時間割の弾力化などが必要である。また、児童生徒が予習・復習を習慣化し日常的に行うことと、この予習・復習を教師が積極的に評価することも大切である。

④学校支援ボランティアの活用

学校の教育・学習活動を充実させるためには、学校支援ボランティアを積極的に導入する必要がある。

社会教育行政は、教科や情報教育、読み聞かせや手話、郷土の歴史や食文化など様々な分野で造詣が深い専門家を養成している。そして、それら専門家の活動の場の確保に努めている。これらの専門家をボランティアとして学校教育活動に参画させると、教育効果が高まるのである。また、学校支援ボランティアの導入は、児童生徒と大人との、つまり異年齢の交流ともなり、世代間の相互理解という効果も派生している。さらに、学校支援ボランティアをシステム化した「学校支援地域本部事業」を充実することが肝要といえよう。

⑤地域の教育資源の有効活用

学校が、地域を舞台にした体験学習や地域人材などを活用した教育・学習活動を効果的に行うためには、地域の教育資源を有効に活用する必要がある。その場合、学校が利用できる社会教育施設での学習プログラムや社会教育関係団体の活動などの情報を適切に把握する必要がある。社会教育行政は、これら地域資源を体系的・計画的に収集・加工・整理して提供し活用の相談に応じる「学習情報・相談システム」を設置している。学校は、このシステムを活用し教育・学習活動の実をあげることが肝要といえよう。

⑥社会教育に関する教育理論やノウハウの活用

社会教育では、実証的な研究を重ねて、学習や活動の理論、教育技術などのノウハウ（know-how）を蓄積している。例えば、青少年の自主性・主体性を尊重し、興味関心を持続的に探求する学習機会や生活に根ざし異年齢集団による直接体験を重視する地域活動をはじめ、経験を重視し生活上の課題を自ら解決するために必要な学習活動を中心とした成人教育の実証的な理論と技法を集積している。さらに、現代的な課題に対する問題発見・課題探求型の学習方法、学習成果の自己診断やポートフォリオなどの評価法に関するノウハウも集積している。

これらの理論と技法などは、マルカム・ノールズ（Malcolm S. Knowles）などが提唱したアンドラゴジー（Andragogy）の原理に基づいたものが多いのである。ノー

ルズは、このアンドラゴジーを、当初「成人の学習を援助する技術と科学」と定義したが、その後、青少年教育でも、ある状況では優れた学習効果を生み出すことがわかって、「ペタゴジー（Pedagogy）のモデルとならんで使われる成人学習者の別なモデルとみなす。・・・、これらのモデルは、二分法的というよりはむしろひとつのスペクトルの両端として見たほうが、おそらくより現実的であろう。」¹⁷⁾などと付言している。

これらのノウハウを学校教育で選択して活用し、教育・学習効果を高めるのである。

(2)生涯学習の観点に立った学校が行う社会教育活動への提言

学校は、地域の人々が気軽に容易に教育・文化・スポーツなどを総合的に学ぶことができるよう、施設・設備の開放や学級・講座の開催など、物的機能と人的機能を開放する、いわゆる「学校開放事業」を法的な定めに基づきながら効果的に行うことが求められている。そのため、教師は、学校を地域の重要な教育財産と捉え、家庭教育と社会教育についての理解を深めながら、自らが主体者となって学校が行う社会教育活動を実施するとともに、これら三者の効果的な連携や融合の可能性を模索し実践することを期待されている。

この学校開放事業を経験した地域の人々は、その学校の優れた教育機能を実感し、その学校や教師に愛着や誇りを感じ、また、児童生徒の校外生活にも積極的にアドバイスをするなど学校のイメージアップや校外指導にも好ましい結果をもたらしている。

このような学校開放事業を効果的に行うために、以下のことについて提言する。

①学校開放事業に取り組む社会教育主事有資格教師集団の確保

学校が学校開放事業を効果的に実施するためには、社会教育に深い理解をもちボランティア精神を発揮して積極的に携わる教師集団を確保する必要がある。つまり、学校開放事業の企画・運営・評価などに参画する複数の教師が不可欠なのである。

このような教師を確保するためには、栃木県が実施しているように、教師を社会教育主事講習会に県費で出張させ社会教育主事の資格を取得させて、各学校に計画的に配置する必要がある。

②教師が社会教育活動に容易に参画できる条件の整備

17) Malcolm S. Knowles『成人教育の現代的実践』（pp.38）（堀薫夫、三輪健二訳、鳳書房、平成14年）

教師が、社会教育活動へ参画するためには、三つの方法が考えられる。その一つは、教師が教育公務員としての身分を保障されて参画することである。例えば、社会教育主事に任用されること、また、社会教育委員や公民館運営審議会委員などの非常勤の特別職を兼ねることなどである。二つには、教師が教育委員会などの行政機関や社会教育関係団体などの要請を受けて、教師の身分で出張し講師や助言者として参画することである。第三には、教師が自らの意思で社会教育活動にボランティアとして参画することである。

教師の学校教育活動にかかわる負担を軽減するためには、学校支援ボランティアの導入や兼任講師の活用、教員の定数増やTTによる加配などが効果的である。また、教師の社会教育活動を職務と位置づけること、出張扱いや職務に専念する義務の免除、ボランティア休暇や年次休暇、公務災害の適用の弾力化など、身分上の保障についても配慮する必要がある。

(3) 学社連携・融合を組織的に推進する方策の提言

学校は、家庭や地域社会のもつ教育機能と連携・融合した豊かな教育・学習活動を求めている。また、家庭教育を支援することや社会教育活動への積極的な参画が課題となっている。一方、社会教育は、学校が家庭教育学級や学校開放講座の開設など社会教育活動を充実することを望んでいる。また、社会教育施設の活用や学社連携・融合授業(事業)を積極的に展開することを求めている。

これらの求めに応じた学社連携・融合授業(事業)を組織的に行うために、以下のことを提言する。

①学社連携・融合に関する窓口とコーディネーターの設置

学校教育と社会教育との連絡・調整や学社連携・融合に関する研究と研修や協議ができるセクション(窓口)を両者に設置する必要がある。

そのセクションの主な任務は、社会教育関係団体や社会教育施設などの社会教育関係者と学校とのネットワークづくりをはじめ、地域の教育資源の活用に関する連絡・調整・相談等の窓口となることがあげられる。また、家庭教育と学校教育と社会教育に関する相互理解を深める研修や学社連携・融合に関する研究協議の場の設定などである。そして、この両者の窓口の担当者として、学社連携・融合を熟知したコーディネーターを配置することが肝要である。

②学社連携・融合の理論とノウハウを体得できる研修制度の設置

学社連携・融合授業(事業)を促進するためには、教員の研修システムの中に生涯学習や社会教育への理解など

を、また、社会教育職員や民間指導者の研修には学校教育や教師の仕事などを理解する内容を盛り込む必要がある。そのうえで、両者が共に学社連携・融合に関する理論と技法(ノウハウ)を学びあい意見交換ができる場を設置することが極めて大切である。

7. 今後の課題

本稿では、学校を生涯学習機関として位置付け、学校が生涯学習の観点に立って学校教育や社会教育を実施する根拠を、関係する法令や理論、既存資料や調査結果などを基にして考察し、活性化の方策を提言した。その考察のプロセスで、教職員や社会教育関係職員などの関係者が、自らの専門領域のほかに生涯学習に関する基本的な理解の必要性を痛感した。

今後は、大学の教員養成系の学部等で学ぶ全ての学生に対して、生涯学習論、社会教育学、家庭教育支援論、学社連携・融合論などの科目を履修必修とすることや生涯学習論を教員免許状更新講習の内容とする方策などについての研究を深めたい。また、本稿での提言の検証ができる実証的な研究や幅広い関係情報の収集・分析に努め、学校が児童生徒は勿論、地域住民の教育・学習活動と研究の機能がより高まる生涯学習機関となる方策を提言したい。

【参考文献】

- ・ 清水英男「新学習指導要領と生涯学習」『日本生涯教育学会年報第32号』(平成23年)
- ・ 清水英男「学校教員と社会教育」鈴木眞理・佐々木英和編著『社会教育と学校』学文社、平成15年
- ・ 清水英男「アンドラゴジーの視点を導入した学校の教育活動に関する一考察」『聖徳大学生涯学習研究所紀要3』平成17年
- ・ 清水英男「学社融合の展開」伊藤俊夫編『豊かな体験が青少年を育てる』(財)全日本社会教育連合会、平成15年
- ・ 清水英男「生涯教育的経営の視点と具体化」辻功・新井郁男編『生涯学習援助の企画と経営』第一法規、平成元年
- ・ 清水英男「地域における生涯学習推進と学社融合」『日本生涯教育学会年報 第17号』平成8年
- ・ 清水英男「総合的な学習の時間を地域で展開する際の課題」山本恒夫・浅井経子・坂井知志編『「総合的な学習の時間」のための学社連携・融合ハンドブック』平成13年
- ・ 清水英男「学校を住民のものとするための実践の方法」岡本包治編「学校を住民のものに」(株)ぎょうせい、平成元年

- ・教育課程審議会の各答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改訂について」
- ・中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」
平成 20 年 1 月
- ・文部科学省「学習指導要領」各改訂版